

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	ビシユケクレーオシユ道路地吹雪 対策計画のための贈与に関する 日本国政府とキルギス共和国内 閣との間の交換公文	ビシユケクレーオシユ道路地吹雪対策計画を実施するた めに必要な生産物及び役務の購入	1,033,000千円 2028.12.31まで	2021.12.24 ビシユケ クで (2022.8.22)	日本側 前田茂樹在キルギ ス大使 キルギス側 アルマズ・バ クタエフ財務大臣	2023.4.3 121号
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国内閣との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	323,000千円 2030.12.31まで	2022.9.5 ビシユケ クで (同日)	日本側 前田茂樹在キルギ ス大使 キルギス側 アルマズ・バ クタエフ財務大臣	2022.10.13 342号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。